

## 旭川市水道局競争入札参加者の社会的な貢献度を評価する入札契約制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害者雇用の促進など社会的に広く求められる政策に積極的に取り組んでいる企業の経営努力及び社会貢献への姿勢を評価するための契約手続を定め、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的とする。

### (対象とする社会貢献の内容)

第2条 この入札契約制度において評価の対象とする社会貢献の内容は、企業での取組がなければ十分にその政策目的を達成することが困難なもののうち、次に掲げる項目（以下「推進項目」という。）とする。

- (1) 障害者雇用の推進
- (2) 環境対策の推進
- (3) 子育て支援、男女共同参画の推進
- (4) 地元雇用、地元調達の推進
- (5) 建設業等における通年雇用の推進
- (6) 除雪業務等への積極的対応
- (7) その他適当と認める社会貢献の取組

### (入札・契約手続きでの優遇)

第3条 旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、推進項目に積極的に取り組んでいる企業（以下「社会貢献推進企業」という。）を、入札契約の手続において優先的に扱うことができるものとし、その方法は次に定めるところによる。

- (1) 指名競争入札における指名業者の選定及び随意契約における見積書徴収相手方の選定において優先的な取扱い（以下「優先指名等」という。）を行うものとする。（前条第1号から第3号までに規定する推進項目に該当するものに限る。）
- (2) 総合評価競争入札において、企業の社会貢献に関する評価項目を設けようとするときは、推進項目の一つ又は複数を評価項目の対象とするよう努めるものとする。

### (社会貢献推進企業の登録申請)

第4条 管理者は、優先指名等を行うため、第2条第1号から第3号までに規定する推進項目に該当する社会貢献推進企業について要件を定め、あらかじめ登録するものとする。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、次の各号に定める要件のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 旭川市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する企業であること。
- (2) 旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格者名簿に登録され、又は登録を予定されているものであること。
- (3) 推進項目ごとに定める要件（別表）を満たすものであること。

3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、社会貢献推進企業登録申請書

(様式1)を管理者に提出し、その確認を受けなければならない。なお、市長は申請内容を確認するために必要とする書類の提出又は提示を求めることができる。

4 第1項の規定による登録の申請は、旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格の登録時及び追加登録の時に行うものとする。

(社会貢献推進企業の登録)

第5条 管理者は、前条第3項に規定する申請書の提出があったときは、その内容の確認を行うものとする。

2 管理者は、前項の確認の結果、適格と認めるときは、社会貢献推進企業名簿(様式2)に登録するとともに、社会貢献推進企業登録書(様式3)を作成し、当該申請者に通知するものとする。

3 管理者は、第1項の確認の結果、不適格と認めるときは、社会貢献推進企業確認結果通知書(様式4)を作成し、当該申請者に通知するものとする。

4 登録の有効期間は、旭川市物品購入等の競争入札参加資格の登録有効期間の定めを準用し、同一の期間とする。

5 管理者は、社会貢献推進企業の登録状況について公表するものとする。

(登録の変更及び取消し等)

第6条 社会貢献推進企業の登録を受けた者は、その申請の内容に変更があったときは、その旨を文書により管理者に届け出るものとする。

2 管理者は、社会貢献推進企業の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。この場合、その者に対し文書によりその旨を通知するものとする。

(1) 前項の規定による届出その他の事実により社会貢献推進企業の登録の要件を満たさないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(3) 前各号のほか、社会貢献推進企業として相応しくない事実が判明したとき。

(優先指名等の取扱い)

第7条 指名競争入札における指名業者の選定及び随意契約における見積書徴収相手方の選定において、選考の対象に社会貢献推進企業の登録を受けた者がいるときは、その者を1者以上選定するよう努めるものとする。

2 物品購入(製造の請負を含む。)契約において5万円以下の特命発注を行う場合には、社会貢献推進企業を契約の相手方として優先的に選定するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月17日から施行する。ただし、平成23年3月1

日以降を有効期間の始期とする旭川市水道局物品購入等事務取扱要綱による入札参加資格者の登録に関する事務手続から適用し、平成23年3月31日を有効期間の終期とする入札参加資格者の登録に関する事務手続については、従前の例による。

## 別表

推進項目	要件	摘要
障害者雇用の推進	<p>(1) 障害者の雇用状況について報告義務のある企業</p> <p>ア、イのいずれの要件も満たしていること。            ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める方法で算定した障害者の雇用率が1.8%を上回っていること。            イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障害のある方を現に雇用していること。</p> <p>(2) 障害者の雇用状況について報告義務のない企業(常用労働者総数が56人未満の企業)</p> <p>ア、イのいずれの要件も満たしていること。            ア 障害のある方を1人以上雇用していること。            イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障害のある方を現に雇用していること。</p>	<p>・(1)又は(2)の要件に該当していること。</p>
環境対策の推進	<p>(1) 環境マネジメントシステムの認証取得企業で、旭川市内に所在する本・支店及び営業所等が含まれていること。            認証制度は、次のいずれかのものとする。            ア ISO14001 (国際標準規格)            イ エコアクション21 (環境省策定)            ウ HES (北海道環境マネジメントシステムスタンダード)</p> <p>(2) 旭川市環境部で認定しているごみ減量等優良事業者認定制度の認定事業者</p>	<p>・(1)又は(2)の認証、登録を受けていること。</p>
子育て支援・男女共同参画の推進	<p>(1) 従業員(常用労働者)総数が100人以下の企業で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局へ届け出ていること。</p> <p>(2) 育児休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。            ア 育児休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。            ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が120日を超える取得者がいること。</p> <p>(3) 介護休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。            ア 介護休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。            ウ イの要件に該当する取得者のうちに取得期間が45日を超える取得者がいること。</p> <p>(4) 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用について制度を定めており、旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に再雇用の実績があること。            この場合、雇用とは正規雇用した者であること。</p>	<p>・(1)から(4)のいずれかの要件に該当していること。</p>

(注1) 障害者とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

(注2) 障害者雇用状況の報告義務及び障害者の雇用率、雇用人数については、各年6月1日現在の状況とする。

(注3) 子育て支援・男女共同参画の推進の過去5年間とは、申請日までの期間とする。